

## ふくおか応援寄付返礼品募集要項

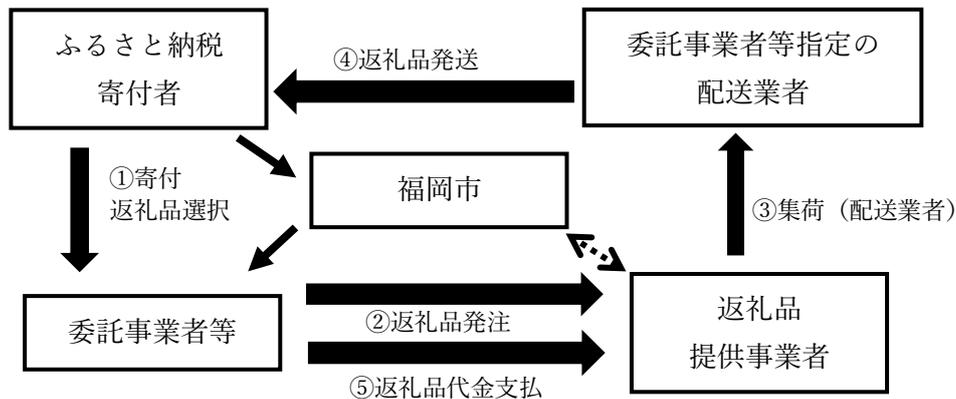
### 1 目的

ふるさと納税制度により福岡市へ寄付していただいた市外在住の方（以下、「寄付者」という。）にお渡しするお礼の品（以下、「返礼品」という。）を活用し、福岡市のPR強化や交流人口増加等を図るため、新たに提供いただける品物やサービスを募集します。

### 2 事業の流れ

返礼品を提供する事業者（以下、「返礼品提供事業者」という。）は、福岡市より本事業についての委託を受ける者等（以下、「委託事業者等」という。）からの発注により、返礼品発送業務を適切に行います。なお、本業務の実施については、本要項「9 採用の決定及び契約手続き」に記載する委託事業者等との契約に基づき行うものとします。

#### 〔イメージ図〕



### 3 返礼品提供事業者の要件

- (1) 食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法など各種法令等に従った事業活動等を行っていること。
- (2) 原則として福岡市内に事業所（本店・支店等は問わない。）を有する法人、団体又は個人事業主であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (4) 福岡市税に係る徴収金を滞納していないこと。
- (5) 代表者等が、福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（法人の場合、当該法人の役員が暴力団員に該当した場合を含む。）でないこと。
- (6) 福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている者でないこと。

#### 4 返礼品の要件

返礼品が、品物の場合は次の「A. 共通」及び「B. 品物」の要件、サービスの場合は「A. 共通」及び「C. サービス」の要件全てに適合する必要があります。

※要件を満たしていても、寄付者が福岡市民である場合は返礼品をお渡しできません。

##### A. 共通

(1) ふるさと納税制度に関連する法令や総務省通知の趣旨に反する内容ではなく、別紙1に記載する平成31年総務省告示第179号第5条に規定される基準（以下、「地場産品基準」という。）のいずれか1つ以上に適合する返礼品であること。なお、地場産品基準の適合については最新の法令（解釈を含む。）や実際の製造工程及びサービス提供状況等により判断します。

※過去に福岡市や他自治体の返礼品として登録されていたことは判断要素になりません。

※別紙2「総務省ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&A抜粋」に記載のとおり、輸送又は保存のための乾燥、単なる切断、梱包等は実質的な変更を加える加工または製造に該当せず、付加価値が生じるものになりません。

(2) 公序良俗に反しないものであること。

(3) 政治的な立場等、特定の主義主張に立脚しており、行政の中立性を損なうおそれがあるものでないこと。

(4) 特定の宗教・宗派、思想・信条等に関わるものではないこと。

(5) 十分な科学的根拠に基づかない効果、効能等をうたうものではないこと。

(6) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めるものであること。（ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものはこの限りでない。）

(7) 委託事業者等から発注があった場合は、速やかに発送対応が可能であること。

(8) ふるさと納税ポータルサイトの掲載写真等、寄付募集に必要なデータの提供に協力できること。

(9) 自ら生産・製造した品物及び自ら提供するサービス以外の場合は、福岡市のふるさと納税の返礼品として応募することについて、事前に生産者・製造者・提供者の同意を得ていること。

(10) その他、福岡市が返礼品として登録することについて支障があると認めるものでないこと。

##### B. 品物

(1) 飲食料品等については、寄付者に送達後、原則5日以上の賞味期限を保証すること。ただし、生鮮食料品についてはこの限りでないが、寄付者に鮮度を保ったまま適切に届くものであること。

(2) 品物が平成31年総務省告示第179号第5条第8号ハに基づき福岡県が認定する地域資源（別紙3）である場合は、福岡県内において付加価値の過半が生じているものであること。

### C. サービス

- (1) サービスの利用にあたっての申請方法が確立し、寄付者との調整が行える体制が整っていると同時に、利用券等の発送完了後、原則1年以上利用可能なものであること。(ただし、日時指定のものはこの限りでない。)
- (2) 指定のサービス内容以外の利用や福岡市外での利用はできない措置がとられていること。
- (3) 転売や換金の防止対策がとられていること。
- (4) 寄付者本人にサービスを提供するため、本人確認の措置がとられていること。
- (5) 風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律第2条に規定する店舗型性風俗特殊営業等を営む者によるものでないこと。

### 5 返礼品価格と寄付額の設定

返礼品の価格(消費税及び梱包費用を含む)は寄付額の3割以下とし、必要な寄付額は以下の算定方法により福岡市が設定します。

寄付額	返礼品の価格(税込・梱包代込)
10,000円	3,000円以下
11,000円以上は 1,000円単位で設定	寄付額の3割以下 ※寄付額は原則以下の式のとおり福岡市が算定する 【返礼品価格 $\div$ 0.3=寄付額(千円未満切上げ)】 (例1)寄付額13,000円の場合 返礼品価格は3,601円以上3,900円以下 (例2)寄付額25,000円の場合 返礼品価格は7,201円以上7,500円以下 (例3)返礼品価格13,600円の場合 $13,600円 \div 0.3 = 45,333.333\dots$ 円 千円未満を切上げ、寄付額は46,000円

※送料を要する品物については、平成31年総務省告示第179号第2条第2項をふまえ、福岡市においては1万円未満の寄付額区分を設定していません。

※送料を要しない返礼品に限り、9千円以下の寄付額区分(千円単位)の設定を検討します。(必ずしも当該設定を行うとは限りません。)

※複数回に分けて返礼品を送付する定期便については、複数回分の送料を要するため、必要な寄付額を増額する場合があります。

### 6 返礼品の品質管理

返礼品については、登録応募時のみならず、寄付募集時から寄付者への送達時、寄付者のサービス利用時に至るまで、常時、関連法令、総務省の定める基準及び本要項「4 返礼品

の要件」等における全ての基準に適合している必要があることから、返礼品提供事業者は次の義務を負います。

- (1) 返礼品がこれらの基準に全て適合していることを確認すること。
- (2) 返礼品の内容や製造場所、工程等に変更があったときは、速やかに委託事業者等を通じて、福岡市の承認を得ること。
- (3) 適正な事業実施を確保するため、福岡市及び委託事業者等は返礼品提供事業者に対し必要な調査や確認等を行うことがあり、その際は調査・確認に応じること。

## 7 費用負担

- (1) ふるさと納税ポータルサイトへの掲載手数料、クレジットカード等決済手数料、返礼品の商品代金は福岡市が負担します。
- (2) 返礼品の送料についても原則として福岡市が負担します。ただし、福岡市及び委託事業者等に責のない以下のような送料は負担しません。
  - ① 通常よりも著しく高額となる送料
  - ② 商品の品質や発送元の梱包状況等に関する寄付者からの苦情や申し入れにより、商品の回収及び再配送を行った場合にかかる送料
- (3) 代替品等による補償、交換、その他苦情対応に要する費用について、福岡市及び委託事業者等は一切負担しません。

## 8 応募方法

次の応募フォームにより応募を受付けています。必要事項を入力の上、次の提出物を提出してください。なお、申請にかかる費用の一切は、応募事業者の負担とします。

- (1) 募集期間  
随時受付  
※募集内容の変更等、諸般の事情により募集を中断・中止する場合があります。
- (2) 応募フォーム  
福岡市ふるさと納税特設サイトにて品物及びサービスそれぞれの応募フォームにより応募を受付けています。  
1 事業者あたりの応募品数に制限は設けていませんが、最終的に登録する返礼品の数は、内容や事業者の状況等を踏まえて制限を行う場合があります。  
【福岡市ふるさと納税特設サイトURL】  
<https://fukuoka-furusato.jp/bosyu/>
- (3) 提出書類
  - ① 誓約書（様式1）
  - ② 市町村税を滞納していないことの証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの）  
・福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）」に滞納がないことの証明」がなされているものを提出してください。

### ③ 役員名簿（様式2）

- ・様式2に、代表者及び役員の氏名、フリガナ、性別、生年月日（元号表記）を記入すること。ただし、性別欄の記入は任意とします。
- ・この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用します。
- ・役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合同会社の代表社員、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をさします。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

### ④ 返礼品写真データ

- ・データ形式はjpeg、jpg、gif、pngのいずれかとすること。

※上記①～④は、応募フォームからアップロードしてください。

## （4）問い合わせについて

返礼品について質疑事項等がある場合、まずは別紙2「総務省ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&A抜粋」をご確認ください。その他、質疑事項等がある場合は「12 委託事業者・問い合わせ先」へお問い合わせください。

## 9 採用の決定及び契約手続き

- （1）福岡市及び委託事業者において、応募内容を基に、「3 返礼品提供事業者の要件」及び「4 返礼品の要件」を満たしていることを確認し、採用を決定します。

※各要件を満たしていない場合及び応募内容に提出書類の漏れ等の不備がある場合、応募は無効となります。

※返礼品登録には福岡市による審査のほか総務省・福岡県の確認が必要なこと、その他申込状況等により返礼品提供開始までに相当期間の時間を要することについてはあらかじめご了解ください。

- （2）採用決定後、委託事業者等から返礼品登録に関する契約手続きをご案内します。
- （3）委託事業者等との契約締結をもって、返礼品の登録完了といたします。なお、契約更新は、「10 返礼品採用の取消し」に該当する場合を除き、原則として毎年4月1日に行うものとします。

## 10 返礼品採用の取消し

返礼品採用決定後においても、次の場合には採用決定を取り消し、返礼品としての取扱いを終了します。

- （1）返礼品提供事業者が福岡市に返礼品としての取扱い中止を申し出たとき。
- （2）返礼品提供事業者が本要項「3 返礼品提供事業者の要件」を満たさないこと、又は返礼品が本要項「4 返礼品の要件」を満たさないことが認められたとき。
- （3）総務省が定めるふるさと納税制度の内容や取扱い、解釈の変更等により、返礼品として適さなくなると福岡市が判断したとき。

- (4) 誓約書（様式1）の「誓約事項」に反する行為があったとき。
- (5) 別紙4「返礼品提供事業者遵守事項」の履行を懈怠し、福岡市又は委託事業者等から指導したにも関わらず、改善されないとき。
- (6) 応募内容に虚偽があったとき、又は意図的に事実を隠して提案したことが判明したとき。
- (7) その他、福岡市又は委託事業者等の指導・助言に従わないなど、ふるさと納税制度の運用に支障を来すと福岡市が判断したとき。

## 11 その他留意事項

- (1) 返礼品提供事業者は、採用決定後も本要項を保管し、別紙4「返礼品提供事業者遵守事項」を含む本要項に定める内容を遵守してください。なお、最新の「ふくおか応援寄付返礼品募集要項」は、福岡市ふるさと納税特設サイトへ掲載し、改訂を行った場合は、委託事業者を通じ、返礼品提供事業者へ通知します。
- (2) 本要項「10 返礼品採用の取消し」(4)から(7)の事由により福岡市に損害が生じた場合は、福岡市は返礼品提供事業者に対し、生じた損害の賠償を請求することがあります。
- (3) 本要項「8 応募方法」に基づき提出された書類については、原則（個人情報等非開示情報を除き）、情報公開の対象となります。
- (4) 本要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、福岡市及び委託事業者等との協議によるものとします。

## 12 委託事業者・問い合わせ先

福岡市は本事業の実施にあたり、次の事業者と委託契約を締結しています。  
質疑事項等がある場合は、「(2)問い合わせ先」までお問い合わせください。

### (1) 委託事業者名

株式会社JTB ふるさと開発事業部

### (2) 問い合わせ先

株式会社JTB ふるさと開発事業部（月～金09:30～17:30 土日祝休み）

ふくおか応援寄付（福岡市へのふるさと納税）担当

TEL：06-6260-0600

MAIL：furusato-tax@jtb.com

## 総務省告示第179号（令和6年6月28日最終改正）抜粋

第5条 法第37条の2第2項第3号及び第314条の7第2項第3号に規定する総務大臣が定める基準は、地方団体が提供する返礼品等が、次の各号のいずれかに該当するもの（当該各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものを含む。）であることとする。

- 1 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 2 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 3 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が次に掲げるものである場合には、それぞれに定めるものに限ることとする。

イ 食肉の熟成又は玄米の精白 当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするもの

ロ 製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程 当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が当該地方団体の区域内で生じている旨の証明がなされたもの

- 4 返礼品等を提供する市町村又は特別区（以下この号及び第8号において「市区町村」という。）の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 5 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 6 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の7割以上であること。
- 7 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。以下同じ。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。

7の2 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の

方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。)における宿泊の提供に係る役務であること。

7の3 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって前号に該当しないもののうち、次のいずれかに該当するものであること。

イ 当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり5万円を超えないもの

ロ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第2条第1項の特定非常災害発生日から起算して一年を経過する日の属する指定対象期間において提供されるものに限る。）

7の4 当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

8 次のいずれかに該当する返礼品等であること。

イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの

ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの

ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの

9 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

## 総務省ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&amp;A抜粋

## 【地場産品基準】問17～問29

問17 「当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの」（告示第5条第2号）とは、どのようなものを指すのか。

- 当該原材料が「主要な部分」と言えるかどうかについては、当該原材料を用いて作られる加工品等の重量や付加価値のうち半分を一定程度以上上回る割合が当該原材料によるものであること等により判断し、ふるさと納税の募集に際し、その旨をポータルサイト上等に明記すること。
- 具体的な例として考えられるものは、以下のとおり。

（認められると考えられる例）

- ・ 区域内で生産された牛乳や果物を100%使用して、区域外で製造されたジェラート
- ・ 区域内で生産された酒米を100%使用して、区域外において醸造した地酒
- ・ 区域内の事業者が100%自社で栽培したリンゴを使用して、区域外の工場加工したリンゴジュース
- ・ 原材料の柑橘のうち9割以上に区域内で生産された柑橘を使用したジュース

（認められないと考えられる例）

- ・ 製造に用いる牛乳のうち区域内で生産された牛乳を約1割使用した、区域外製造のアイスクリーム
- ・ 区域内で生産された醤油・ポン酢を使用した、区域外で加工されたもつ鍋・水炊き
- ・ スチール缶の原材料となる鉄を区域内で製造し、そのスチール缶を使用したビール

問18 「当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの」（告示第5条第3号）とは、どのようなものを指すのか。

- 当該工程が「主要な部分」と言えるかどうかについては、当該工程を経て完成した当該返礼品等の重量や付加価値のうち、半分を一定程度以上上回る割合が当該工程によるものであること等により判断し、ふるさと納税の募集に際し、その旨や区域内で行われた工程の詳細をポータルサイト上等に明記すること。
- また、製造、加工その他の工程によって相応の付加価値が生じていると判断するためには、関税法施行規則（昭和41年大蔵省令第55号）において、実質

的な変更を加える加工又は製造に該当しない例として以下のとおり列挙していること等を踏まえること。

(参考) 実質的な変更を加える加工または製造に該当しない例

- ・ 輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作
- ・ 単なる切断
- ・ 選別
- ・ 瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること
- ・ 改装
- ・ 仕分け
- ・ 製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること
- ・ 単なる混合
- ・ 単なる部分品の組立て及びセットにすること

○ 具体的な例として考えられるものは、以下のとおり。

(認められると考えられる例)

- ・ 区域内の事業者が区域外で生産された原材料を使用し、区域内で加工・品質保守を一元管理し、当該事業者の自社製品として販売しているもの
- ・ 区域外で生産された豚肉を、区域内で切断・調理・袋詰めしている豚肉加工品
- ・ 区域外で生産された原材料を用いて、区域内の醸造所において醸造した酒
- ・ 区域外で生産されたグラス等に、商品価値の主要な部分である伝統的な螺鈿(らでん)細工や漆芸を区域内において区域内事業者が施した工芸品

(認められないと考えられる例)

- ・ 海外で生産し、区域内事業者が検品を行っているラジオ
- ・ 区域外で生産されているが区域内の茶商が監修しているペットボトルのお茶
- ・ 区域内事業者がパッケージしている区域外で生産されたフルーツ
- ・ 区域外で生産されたビールに、当該団体オリジナルのシールを貼ったもの
- ・ 区域外から調達したブロック肉を、区域内で単なる切断・パック詰めした精肉
- ・ 区域内での工程が、枝肉の切断である精肉

問18の2 ただし、当該工程が「食肉の熟成又は玄米の精白」である場合には、「当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするもの」に限る(告示第5条第3号イ)とあるが、認められない例にはどのようなものがあるのか。

○ 例えば、輸入した海外産の牛肉を区域内で熟成させたものや、県外で収穫した玄米を区域内で精白したものを提供することは認められない。

問18の3 告示第5条第3号イについて、食肉の原材料となる家畜が「生産」された区域とは、どこを指すのか。

- 食肉の原材料となる家畜が「生産」された区域とは、原材料となる家畜の飼養が行われた区域のことを指し、家畜市場やと畜場等が所在し飼養が行われていない区域は該当しない。

問18の4 無洗米加工は、告示第5条第3号イの「玄米の精白」に含まれるか。

- 無洗米加工は糠の除去を行うものであり、告示第5条第3号ただし書の「玄米の精白」に含まれるものである。

問19 A団体において、製品に係る企画立案等を行い、B団体で当該製品を製造・組立等する場合、告示第5条第3号に該当するものとして、当該製品をA団体の返礼品として良いか。

- 区域内で行われる主要な工程が、企画立案や商品設計、研究開発等、物品に実質的な変更を加える製造・加工以外のものである場合は、直ちに当該基準に該当するものではない。
- この場合においては、当該製品の製造業者により、当該製品の価値（価格）の過半がA団体の区域内で生じている旨の証明がなされた場合に限り、当該製品をA団体の返礼品として提供することが可能となる。

問20 「返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）」（告示第5条第4号）とは、どのようなものを指すのか。

- 当該市区町村から直接流通経路に乗せることが現実的に困難である場合に限って該当するものであって、単に、他の市区町村で製造されたものと同じ配送業者がまとめて配送していることや同じ事業者が別々の市区町村で生産していることといった要素のみで、当該基準に該当するものではない。
- 具体的な例として考えられるものは、以下のとおり。

（認められると考えられる例）

- ・ 当該地方団体の区域を含む複数の地方団体の区域を管轄するJAに区域内で生産された米を出荷して、当該JAが区域外で生産された米とブレンドし「〇〇米」として出荷されたもの

- ・ 区域内で生産後、複数の地方団体を管轄する JA に出荷しており、流通構造上、近隣の団体で生産された茶葉と混在することが避けられない茶葉
- ・ 区域内で肥育後、近隣の複数団体を管轄すると畜場でと畜するため、流通構造上、近隣の団体で肥育された牛肉と混在することが避けられない牛肉

(認められないと考えられる例)

- ・ 区域内で生産されたものと区域外で生産されたものを全国の店舗で区別なく取り扱っているアイスクリーム

問 2 1 「地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なもの」(告示第 5 条第 5 号) とはどのようなものを指すのか。

- 返礼品等自体が地方団体の広報の目的で生産されたものである必要があり、一般に流通している物品の本体やパッケージに単に団体等のロゴをプリントしたもののや、PR リーフレットを同封したものは、当該基準に該当するものではない。
- また、かつての産地であったことや、今後〇〇の町として売り出そうとしていること、当該区域の出身者等ゆかりの者に関連したものであること、市内に事業所が存在していること、事業者と連携協定を結んでいることといった要素のみで、当該基準に該当するものではない。
- 具体的な例として考えられるものは、以下のとおり。

(認められると考えられる例)

- ・ 当該地方団体のゆるキャラグッズ
- ・ 当該地方団体を PR するためのオリジナルのポストカード
- ・ 当該地方団体をホームとするスポーツチームの応援グッズ

(認められないと考えられる例)

- ・ かつて玩具の一大産地であったことから区域内に所在する協同組合に加盟しているが、現在では区域内に工場がなく区域外で製造する玩具
- ・ 区域内で創業した事業者が区域外で生産する即席麺
- ・ 当該区域の出身者であるパティシエが区域外で製造する洋菓子
- ・ 包装紙に当該地方団体名が記載されているだけのもの
- ・ 区域外で製造している電子機器類の待受け画面に、当該地方団体の名称やゆるキャラ等を表示させたもの
- ・ アウトドアブランドと連携協定を結び、当該ブランドと当該地方団体がコラボレーションしたロゴを印字した区域外で製造するアウトドアグッズ
- ・ ゴルフによる町おこしの一環として、区域外で製造されたゴルフ用品に当該地方団体のキャッチコピーを印字したもの

- ・市のシンボルマークに使われた色を取り入れた限定カラーのルアー

問 2 2 「前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとはを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること」（告示第 5 条第 6 号）とは、どのようなものを指すのか。

- 「当該返礼品等に附帯する」と言えるかどうかについては、使用目的等において、一般的に地場産品が主たるもの、地場産品以外のものが附帯するものであることが社会通念上明らかであるかどうかにより判断する。
- 「当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上である」と言えるかどうかについては、提供されるもの全体の調達に要する費用のうち、7割以上の割合が当該返礼品等に係る調達に要する費用であることにより判断する。
- ふるさと納税の募集に際しては、上記の旨をポータルサイト上等に明記すること。また、ポータルサイト等における募集の際には、地場産品が主たるもの、地場産品以外のものが附帯するものであることが明白な募集を行うこと。
- 具体的な例として考えられるものは、以下のとおり。

（認められると考えられる例）

- ・ 区域内で製造されたそばと区域外で製造されたそばつゆのセット
- ・ 区域内で製造された曲げわっぱの弁当箱と区域外で製造された弁当箱の収納袋のセット

（認められないと考えられる例）

- ・ 区域外で生産された商品と当該地方団体の PR 冊子をセットにしたもの
- ・ 区域外で製造されたビールと区域内で生産されたタオルをセットにしたもの
- ・ 海外製のタブレット端末に区域内を探索できるアプリをあらかじめダウンロードしたもの
- ・ 区域内で製造したタオルケットと海外製の空気清浄機をセットにしたもの
- ・ 区域内で採取したハチミツと海外製のフライパンをセットにしたもの

問 2 2 の 2 「当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの」であって、「当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるもの」（告示第 5 条第 7 号）とは、どのようなものを指すのか。

- 社会通念上、区域外の同種の役務では代替困難なものに限って該当するものであって、各地方団体の区域内で提供されている役務ではあるが、全国各地で同様の役務が提供されているなど、地域との関連性が希薄なものはこれに該当しない。

○ 具体的な例として考えられるものは、以下のとおり。

(認められると考えられる例)

- ・ 区域内で同区域の首長の一日体験を行うもの
- ・ 当該地方団体が区域内で主催する花火大会の観覧
- ・ 当該地方団体直営の美術館、博物館等への入場（券）
- ・ 区域内で提供されるお墓の清掃サービス、雪下ろしサービス、見守りサービス

(認められないと考えられる例)

- ・ 区域内にある全国的に展開している飲食店における飲食
- ・ 区域内にある全国的に展開している美容施設での施術
- ・ 区域内を訪れず利用することができる宅配クリーニング

問 2 3 当該地方団体を訪れるための旅行券は、地場産品として認められるか。「その他これに準ずるもの」（告示第 5 条第 7 号）に該当するのか。

- 区域内を訪れるための航空券等の交通手段のみを単独で提供する場合は、「区域内において提供される役務」及び「その他これに準ずるもの」のいずれにも該当しない。
- 区域内において提供される役務と、区域内を訪れるための航空券等の交通手段を組み合わせた返礼品等は、当該区域内において提供される役務が、当該返礼品等全体の主要な部分と認められる場合に限り、「その他これに準ずるもの」に該当するものである。
- 具体的には、寄附者が当該地方団体を訪れて、区域内で宿泊することを条件とする旅行券や旅行クーポンは、これに該当する。
- なお、区域内で提供される役務が宿泊以外であっても、上記考え方にに基づき、区域内を巡る観光ツアーや、区域内におけるレジャー体験などが当該返礼品等全体の主要な部分と認められる場合には、第 7 号に該当するものとして差し支えない。ただし、区域内における役務が食事の提供のみである場合や、区域内の滞在が短時間となる観光ツアー・レジャー体験など一時的な役務の提供にとどまるものは、これに該当しない（これらの役務の提供を受けるための通常の価格が交通手段の通常の価格を上回る場合を除く。）。

問 2 4 区域外で提供される役務については、地場産品と認められる場合はないのか。

- 区域外で提供される役務であっても、「当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のある」場合には、「その他これに準ずるもの」として地場産品と認め得るものがある。
- 具体的な例として考えられるものは、以下のとおり。

(認められると考えられる例)

- ・ 地域の特産品を PR するための区域外のアンテナショップ内の飲食スペースにおいて、区域内で生産された野菜や肉をふんだんに使ったメニューを提供
- ・ 区域内の事業者が車いす用に製作した着物を区域外で提供（レンタル以外の工程はすべて区域内で行っているもの）

(認められないと考えられる例)

- ・ 区域内において旅館経営している事業者が都内において経営している店舗で使用可能な食事券
- ・ 区域内で肥育されたブランド牛を扱う首都圏等の高級な飲食店において使用できるグルメポイント
- ・ 区域内に教室を設ける講師が、区域外の受講者を対象にオンラインで実施する英会話等のレッスン

問 2 4 の 2 「当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務」（告示第 5 条第 7 号の 2）とは、どのようなものを指すのか。

- 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項に規定する許可（以下「営業許可」という。）を受けて、当該宿泊施設において同法第 2 条の旅館業を営む者が、当該地方団体の属する都道府県の区域内でのみ旅館業を営んでいる場合、「当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの」に該当する。
- なお、当該宿泊施設の営業許可に係る名称に、特定のホテル・旅館等のブランド名を冠しているもの（当該ブランドを展開する事業者による直営のほか、フランチャイズ、運営委託等その運営形態を問わず、名称において客観的に判断する。）は、「フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するもの」に該当し、地場産品基準に適合しない。

問 2 4 の 3 「当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの」（告示第 5 条第 7 号の 3 イ）とは、どのようなものを指すのか。

- 当該役務の調達に要する費用の額について、1人1泊あたりの額が5万円を超えるか否かで判断する。例えば、「〇〇ホテル1泊2日ペア宿泊券」について、その調達に要する費用の額が8万円であれば、当該額を2（2人×1泊）で除した金額は4万円となり、「当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人あたり五万円を超えないもの」に該当するが、調達に要する費用の額が12万円であれば、当該額を2で除した金額は6万円となり、該当しないこととなる。

問24の4 宿泊施設を特定しない旅行券の取扱如何。

- 旅行券については、「物品又は役務と交換させるために提供するもの」（告示第3条第1号）に該当するため、交換される対象については、地場産品基準のいずれかに該当する必要がある。（問10参照）
- そのため、告示第5条第7号の3イの趣旨を踏まえ、宿泊（飲食を伴うものを含む。）に係る部分が1人あたり1泊5万円を超えないものに使用を限定する等の対応が必要となる。

問24の5 告示第5条第7号の3ロに該当するのはどのような場合か。

- 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項に規定する特定非常災害に指定された非常災害に際して災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村が属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるものが該当する。
- なお、特定非常災害発生日から起算して1年を経過する日が属する指定対象期間に提供されるものに限ることとされている。例えば、特定非常災害発生日がn年7月1日である場合には、n年10月1日からn+1年9月30日までの指定対象期間に限ることとなり、特定非常災害発生日がn年11月15日である場合、n+1年10月1日からn+2年9月30日までの指定対象期間に限ることとなる。

問24の6 どのような場合に「当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気」として地場産品基準に適合するか。（告示第5条第7号の4）

- ふるさと納税指定制度において、「返礼品等そのものが地域における雇用の創出や新たな地域資源の発掘等、当該地域経済の活性化に寄与するものであることが必要」との考え方により地場産品基準を定めている趣旨に鑑み、  
①地域資源を活用して、区域内で発電された電気であって、

②電気の供給契約において、区域内で発電された電気を提供することが明示されている場合には、

地場産品基準に適合するものとして扱うこととする。

なお、その際、③返礼品等として寄附者に提供する電気の総量は、当該電気に係る区域内の発電量の範囲内とする。

○ 具体的には、

上記①については、

- ・ 発電事業者と小売電気事業者間における電気の調達契約等及びトラッキング付非化石証書<sup>※1</sup>により、当該地方団体の区域内の発電所において地域資源を活用して発電された電気と認められること、

上記②については、

- ・ 電気事業法（昭和39年法律第170号）及び「電力の小売営業に関する指針」<sup>※2</sup>に基づき小売電気事業者と寄附者間の供給契約書面上で「〇〇地域産」など産地価値に訴求していること、

上記③については、

- ・ 返礼品等として寄附者に提供する電気の総量は、この調達契約等及びトラッキング付非化石証書において表示されている区域内の発電量の範囲内とすること、

などを満たす場合には、地場産品基準に適合するものと考えられる。

※1 トラッキング付非化石証書

エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成22年経済産業省令第43号）第4条第1項第2号に規定する非化石証書であって、電気の発電場所が記載されているもの。

※2 「電力の小売営業に関する指針」（平成28年1月制定 令和6年4月1日最終改定 経済産業省）39頁

『vi) 「〇〇地域産電力」や「地産地消」等、発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの』参照

問25 「市区町村が近隣の他の市区町村と共同で前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの」（告示第5条第8号イ）とは、どのようなものを指すのか。

○ 地場産品については、単独の市区町村の区域内のものとして確立されているものもあれば、地域資源が豊富ではない市区町村が区域を越えた一定の圏域に

において他の市区町村と共同で取り扱うものもあるため、こうした地域における実情を踏まえ、近隣の市区町村同士が共同で共通の返礼品等として取り扱う場合を規定したものである。

- したがって、他の市区町村の同意なく、当該他の市区町村の地場産品を返礼品等として取り扱う場合には、該当しない。
- 「近隣」に該当するかどうかについては、地理的に近隣であって、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する市区町村を基本とし、これに該当するか否かについて、関係市区町村において、地域の実情を踏まえて適切に判断すること。
- 以上を踏まえ、具体的な例として考えられるものは、以下のとおり。

(認められると考えられる例)

- ・ 近隣の複数の地方団体が連携し、共同で開発したオリジナルの特産品を、当該複数の地方団体が共通して取り扱うもの
- ・ 連携中枢都市圏に参加する複数の地方団体が同意の上、それぞれの地場産品を組み合わせ提供するもの

(認められないと考えられる例)

- ・ 生産している市町村の同意を得ずに提供している、区域外で生産された県の伝統工芸品である革製品

問 2 6 「都道府県が当該都道府県の市区町村と連携し、前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの」(告示第 5 条第 8 号ロ) とは、どのようなものを指すのか。

- 地場産品については、単独の市区町村の区域内のものとして確立されているものもあれば、地域資源が豊富ではない市区町村が区域を越えた一定の圏域において他の市区町村と共同で取り扱うものもあり、その際、市区町村同士で連携する場合のほか、都道府県が当該都道府県内の市区町村をとりまとめて、共通の返礼品等として取り扱うよう主導することも考えられる。
- この場合も、関係する市区町村の同意があることが必要であり、都道府県が中心となって、関係市区町村の合意形成のための調整に努めること。
- 具体的な例として考えられるものは、以下のとおり。

(認められると考えられる例)

- ・ 県内全域の特産物について、県が音頭を取って県内全市町村と連携し、県全域の特産品として、共通の返礼品等として取り扱うもの
- ・ 県内の一定の圏域（歴史的、文化的に関連の深い地域等）内の市町村共通の特産品だが、現在はある市町村でのみ作られているものを、県の主導の下、共通の返礼品等として取り扱うもの

問27 「都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの」（告示第5条第8号ハ）とは、どのようなものを指すのか。

- 地場産品については、単独の市区町村の区域内のものとして確立されているものもあれば、地域資源が豊富ではない市区町村が区域を越えた一定の圏域において他の市区町村と共同で取り扱うものもある。
- こうした地域における実情を踏まえ、区域内において生産されていること等の項目には該当しないが、当該地方団体の区域を含む地域資源として、広く一般国民から相当程度認識されている物品である場合には、地場産品として認め得る場合もあると考えられる。
- このような場合に該当するかどうかについては、単一市区町村の判断によるのではなく、都道府県が区域内の市区町村の意見を集約した上で、複数の市区町村において共通の地域資源として相当程度認識されている物品を認定することが必要であることとしている。
- この場合も、都道府県が中心となって、関係市区町村の合意形成のための調整に努めること。
- 具体的な例として考えられるものは、以下のとおり。

（認められると考えられる例）

- ・ 当該都道府県の区域内の地域資源として、商標登録が行われていて、現にその名称が広く知られている等、広く一般国民から当該都道府県の地域資源であると相当程度認識されている物品
- 認定を受けた物品を「当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの」としているのは、都道府県による認定を受けた物品であれば、認定を受けた区域内の全ての市区町村が同じ返礼品等を扱う必要はないこととしているものであり、都道府県に認定された物品を取り扱う事業者が一部の市区町村にのみ存在しているような場合においても柔軟な対応を可能としているものである。
- なお、都道府県が認定する場合又は認定を変更する場合は、その都度速やかに、総務省へ報告いただくこととしている。

問28 「震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するもの」（告示第5条第9号）とは、どのようなものを指すのか。

- 災害により、生産者が他地域に避難している状態が継続している場合等、返礼品等の提供が不可能である場合において、寄附者に当該地方団体の特産物を

思い出してもらうことや、返礼品等の提供をきっかけに、当該地方団体の特産物の生産の再開への支援を呼びかける等の目的から、提供が不可能になった返礼品等の代替品を当該地方団体の返礼品等として取り扱うことが考えられる。

- 「災害」の範囲について特に限定はしていないが、一定期間以上に渡って地域の特産品が生産できないことが見込まれるような、相当程度大きな被害が生じるケースを想定している。
- なお、被災地支援を目的としたものであっても、被災団体以外の団体が、被災団体の地場産品を提供することについては、「類するもの」には該当しない。

問29 姉妹都市や友好都市、返礼品等の提供を目的とした協定の締結相手の団体の特産物等は、地場産品と考えられるか。

- 姉妹都市や友好都市、返礼品等の提供を目的とした協定の締結相手の団体の特産物等であるという要素のみでは、告示に掲げられたいずれの項目にも該当しないため、地場産品とは認められない。

平成31年総務省告示第179号第5条第8号ハに基づき  
福岡県が認定する地域資源

認定する地域資源
辛子明太子
博多和牛
もつ鍋
はかた一番どり
はかた地どり
水炊き
豚骨ラーメン
ラー麦
夢つくし (米)
元気つくし (米)
あまおう
とよみつひめ (いちじく)
秋王 (柿)
早味かん (みかん)
甘うい (キウイ)
八女茶
福岡有明のり

## 返礼品提供事業者遵守事項

- (1) 返礼品提供事業者は、個人情報の取扱について、福岡市個人情報保護条例及び関係法令を遵守すること。また、寄付者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的で使用しないこと。
- (2) 返礼品提供事業者は、採用決定後も本要項「3 返礼品提供事業者の要件」及び「4 返礼品の要件」に定める内容を遵守すること。
- (3) 返礼品提供事業者は、決定した返礼品を変更・辞退する場合は、委託事業者等を通じ、速やかに福岡市の承認を得ること。
- (4) 返礼品提供事業者は、広報物掲載写真の提供等本事業に係る福岡市のプロモーションに協力すること。
- (5) 提供する返礼品が食品の場合、返礼品提供事業者は、当該食品の産地名を適正に表示するとともに、食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類を整備・保管すること。
- (6) 返礼品提供事業者は、返礼品の製造状況、仕入状況、業務運営体制、その他本要項に定める内容に係る福岡市及び委託事業者の調査・確認に応じること。
- (7) 返礼品を強調した寄付者を誘引するための宣伝広告を行わないこと。
- (8) 返礼品提供事業者は、返礼品の品質等に関して、寄付者から苦情があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容については委託事業者等を通じ、福岡市へ報告すること。

なお、品質等による補償やクレーム対応については、福岡市は一切の責任を負わないものとする。